

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月11日
【会社名】	アジアグロースキャピタル株式会社
【英訳名】	ASIA GROWTH CAPITAL, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番8号
【電話番号】	03-3448-7300（代）
【事務連絡者氏名】	総務部長 岩瀬 茂雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 347,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,675,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準的な株式です。 単元株式数は100株です。

(注) 1 平成25年1月11日開催の取締役会において発行を決議しております。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価格の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	8,675,000株	347,000,000	173,500,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	8,675,000株	347,000,000	173,500,000

(注) 1 第三者割当の方法により割り当てます。なお、発行価額の総額347,000,000円の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ、以下「DES」といいます。）で割り当てます。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

当社代表取締役小川浩平氏（以下「小川氏」という。）が当社に対する金銭債権の元本377,000,000円のうち347,000,000円

当社は、小川氏に対し、以下の通り平成23年(2011年)12月19日より平成24年(2012年)12月21日までの間、金銭消費貸借契約により借り入れた、元本金377,000,000円および未払利息10,016,562円の債務があり、元本金377,000,000円のうち347,000,000円を対象として新株の割当を行います。元本残額30,000,000円並びに未払利息(遅延利息を含む)は債務となります。

デット・エクイティ・スワップ対象借入金及び借入利息目録

平成24年12月31日現在

借入日	弁済期日	借入金額	利率	利息金額
平成23年12月19日	平成24年11月29日	5,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	237,671円 23,677円
平成23年12月28日	平成24年11月29日	21,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	972,328円 99,326円
平成24年 1月23日	平成24年11月29日	2,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	85,479円 9,427円
平成24年 1月27日	平成24年11月29日	39,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	1,645,479円 183,739円
平成24年 2月27日	平成24年11月29日	35,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	1,328,082円 164,222円
平成24年 3月26日	平成24年11月29日	28,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	955,068円 130,892円
平成24年 4月24日	平成24年11月29日	27,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	813,698円 125,733円
平成24年 5月25日	平成24年11月29日	37,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	957,945円 171,590円
平成24年 6月26日	平成24年11月29日	20,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	430,136円 92,355円
平成24年 7月24日	平成24年11月26日	20,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	345,205円 100,332円
平成24年 9月24日	平成24年11月26日	76,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	697,534円 346,714円
平成24年11月21日	平成24年12月12日	37,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	111,506円 101,675円
平成24年12月21日	平成25年 1月21日	30,000,000円	5 % 遅延利率 5 %	32,876円
計		377,000,000円	遅延利息合計 合計	8,613,007円 1,549,682円 10,162,689円

(注) 平成24年5月以前の借入金の弁済期日が平成24年6月21日提出の前回新株予約権に係る有価証券届出書より後日付になっておりますが、これは決済資金不足のため決済されず弁済期日が変更されたためです。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
40	20	1株	平成25年1月28日	-	平成25年1月28日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。

2. 発行価額は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式を割り当てた者から申込期間内に申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内の下記申込取扱場所への現物出資の目的となる金銭債権を払込期日付で充当する旨を記載した株式申込証の提出とします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アジアグロースキャピタル株式会社 総務部	東京都港区高輪二丁目15番8号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 金銭以外の財産を出資の目的としており、当該財産の給付の場所については、申込取扱場所と同一であります。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	2,714,000	-2,714,000

(注) 1. 金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みはありません。

2. 発行にかかる諸費用2,714,000円の概算の内訳は、

弁護士費用 1,500,000円

登記費用 1,214,000円

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本新株発行による本第三者割当増資は、小川氏が当社に対して有する金銭債権(以下「対象金銭債権」といいます。)の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)によるものであるため、手取額はありませぬ。払込に充当される対象金銭債権の資金使途は運転資金と株式会社ディーワンダーランド(以下「DW」といいます。)への借入金の返済です。対象金銭債権の借入時期、借入金額、資金使途別金額は下記借入金明細表のとおりです。

D E S 対象の小川社長からの借入金使途明細表

借入日	借入金額	仕入代金	人件費	賃借料	税金	借入金返済 (DW宛)	使途合計
平成23年12月19日	5,000,000	731,667	4,268,333				5,000,000
平成23年12月28日	21,000,000	20,395,926	604,074				21,000,000
平成24年1月23日	2,000,000	187,112	1,812,888				2,000,000
平成24年1月27日	39,000,000	19,040,321	13,574,286	4,941,888	1,443,505		39,000,000
平成24年2月27日	35,000,000	15,537,200	13,131,199	4,421,888	1,909,713		35,000,000
平成24年3月26日	28,000,000	16,912,353	11,087,647				28,000,000
平成24年4月24日	27,000,000	25,097,461	1,902,539				27,000,000
平成24年5月25日	37,000,000	18,744,229	13,045,579	3,901,888	1,308,304		37,000,000
平成24年6月26日	20,000,000	14,250,950	5,749,050				20,000,000
平成24年7月24日	20,000,000	13,877,420	6,122,580				20,000,000
平成24年9月24日	76,000,000	20,356,065	2,643,935			53,000,000	76,000,000
平成24年11月21日	37,000,000	21,359,251	5,640,749			10,000,000	37,000,000
平成24年12月21日	30,000,000	15,063,902	8,936,098			6,000,000	30,000,000
合計	377,000,000	201,553,857	88,518,957	13,265,664	4,661,522	69,000,000	377,000,000

第2【売出要項】

該当事項はありませぬ。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成25年1月11日の取締役会において、本株式の第三者割当と並行して以下概要の第12回当社新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の第三者割当増資を実施することを予定しております。

(1) 新株予約権の総数	4,500個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式22,500,000株（1個当たり5,000株）
(3) 発行価額	17,095,500円（新株予約権1個当たり3,799円）
(4) 割当日	平成25年1月28日
(5) 払込期日	平成25年1月28日
(6) 新株予約権の行使に際して払込む金額の価額	900,000,000円（一株当たり40円）
(7) 権利行使期間	平成25年1月29日から平成26年7月28日まで
(8) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 割当予定先及び割当方法	第三者割当の方法によりMTキャピタル合同会社（業務執行社員三田証券）を営業者とするMTキャピタル匿名組合に割り当てる

（注）新株予約権の発行を行う理由及び資金使途は次のとおりとなります。

調達する資金の総額	917,095,500円
（内訳）新株予約権の発行による調達額	17,095,500円
新株予約権の行使による調達額	900,000,000円
発行費用の概算額	
新株予約権公正価値算定費用	1,000,000円
有価証券届出書等開示資料作成費用	
ファイナンシャルアドバイザー費用	
弁護士費用	5,000,000円
登記費用等	3,150,000円
引手取概算額	907,945,500円

運転資金および事業再生投資として現在の持分法適用会社であるDWの普通株式を取得するための資金に充当する予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要（平成25年1月11日現在）

氏名	小川 浩平
住所	東京都港区
職業の内容	アジアグロースキャピタル株式会社 代表取締役社長

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している提出者の株式数	- 株
人事関係	提出者は代表取締役社長であります。	
資金関係	提出者は割当予定先より377,000,000円（無担保）を借り入れております。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

本新株式発行による第三者割当先である小川氏は当社の代表取締役社長であります。小川氏は当社の経営者として当社の財務状況を改善すべく切迫した必要性を痛感すると共に、中長期的な当社の財務体質の強化を図るために平成23年から当社に資金面で多大な支援をしていただいております。当社は平成24年6月、第11回新株予約権840個を発行し、有利子負債圧縮等による財務改善を目的として小川氏への債務の一部返済を行う予定でしたが、株価等の低迷により合計243個（払込金額60,750,000円）の行使にとどまり、予定した資金調達が進みませんでした。その結果、債務の一部返済はできず、すべて運転資金に充当いたしました。そこで、あらためて事業状況の改善迄の当社の資金繰り及び財務内容の改善の為に小川氏と協議を重ねた結果、D E Sによる本第三者割当増資の割当予定先に選定いたしました。なお、前回の新株予約権は平成24年12月27日に行使期間が終了し、失効致しました。

d. 割り当てようとする株式の数

アジアグロースキャピタル株式会社 8,675,000株

e. 株券等の保有方針

本新株発行により取得する当社株式については、小川氏より、当該株式の全部を、MTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合に匿名組合出資し、MTキャピタル合同会社にその運用を一任する予定である旨説明を受けております。MTキャピタル合同会社に匿名組合出資する目的は、本新株式と同時にMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合に割り当てられる本新株予約権の行使を促進することであり、本誌株予約権の行使と同時に行使日の時価で本新株式を売却することにより、行使日と決済日の間の当社株式の価格変動リスクがヘッジされ、行使価格と時価の差額を利益として行使時に確定することが可能となり、これにより行使後の価格変動を考慮することなく、行使日に時価が行使価額を上回ってさえいれば損失が出ないため、行使が非常に促進されます。また現物出資株式は三田証券からの新株予約権行使のための融資を保全するための資産ともなり、融資が円滑に実施される結果として新株予約権の行使が促進されます。上記のように小川氏の株式は予約権行使時の価格変動リスクをヘッジする目的で主に使用されますが、三田証券からの融資額が本新株予約権行使の原資に不足する場合には、当該株式を市場売却しその代金を本新株予約権行使の原資とする場合があります。なお、MTキャピタル合同会社による上記業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないこと、業務執行社員である三田証券において関連法令を順守して当社株式の運用を行う旨を確認しております。

MTキャピタル合同会社による運用期間満了時には、当社株式が残存していれば残余財産の分配を現物で小川氏が受け、その後は原則として長期保有する旨説明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

本株式の発行において、小川浩平氏からの払込については、現物出資の方法によるものであり、金銭による払込は行われません。

g．割当予定先の実態

割当先である小川氏は、当社代表取締役社長であり、当社において第三者調査機関である株式会社中央情報センター（住所：大阪市天王寺区生玉前町1-26 代表者：安岡優子）に調査を依頼し、同氏が反社会的勢力との間における関係がない旨のレポートを取得しております。

また、小川氏からは、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けており、同氏に反社会的勢力等がいるという事実がないことを確認しています。

以上により、割当先が反社会的勢力と関与はないものと判断しております。

更に、当社が把握する限りにおいて同氏が反社会的勢力と一切関係が無い旨を確認した旨の書面を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本新株の発行価額は、割当先との協議の結果、本新株発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成25年1月10日）の東京証券取引所における当社普通株式終値40円といたしました。なお、発行価額40円は、当社の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値37.94円に対して5.43%のプレミアム、同3ヶ月間の終値平均値40.55円に対して1.36%、同6ヶ月間の終値平均値43.81円に対して8.70%のディスカウントとなります。発行価額は過去の平均価額に対して1ヶ月はプレミアム、3ヶ月及び6ヶ月はいずれもディスカウントとなっておりますが、平成24年11月12日取引終了時間後に開示した「業績予想と実績の差異に関するお知らせ」により、当社は従来業績予想公表値を実績値が下回った旨、開示しておりますが、同開示以降に形成された株価が当社の株式価値をより適正に反映しており、当社の業績の長期的低迷傾向、株価のボラティリティ及び平成24年11月13日以降の直近株価の動向を踏まえると、取締役会決議日直前の時価に対してプレミアムを乗せた価格を発行価額とすることは非現実的であり、直前取引成立日終値が最もよく直近の株式価値を反映したものと判断しております。以上から当該発行価額は特に有利な金額には該当しないものと考えております。なお、本件取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）全員が本株式の発行価額については、当社株式の価値を表す客観的な値である本株式発行にかかる取締役会決議直前日の株価を基準として決定とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」も勘案の上、当社の経営状況その他の要因を検討した結果であり、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額には当たらない旨の意見を述べております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株発行（8,675,000株）および第12回新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式（22,500,000株）の合計31,175,000株に係る議決権の数は311,750個となり、平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数及び議決権の総数に平成24年10月以降の第11回新株予約権行使分を加算した発行済株式総数及び議決権総数に対する割合は株式数で87.98%、議決権数で88.03%となり、大規模な希薄化が生じます。

また、これに伴い、主要株主である筆頭株主に異動が生じ、MTキャピタル合同会社が主要株主である筆頭株主となる予定です。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) D E S（デット・エクイティ・スワップ）による新株割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	割当前所有株式数 (株)	割当前総議決 権数に対する 所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
小川 浩平	東京都港区			8,675,000	19.68%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライ アント アカウント 69250601（常任代理人 株 式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部）	12TH FLOOR, CHATER HOUSE, 8 CONNAUGHT ROAD, CENTRAL, HONG KONG（東京都中央区月島 4丁目16-13）	2,393,300	6.76%	2,393,300	5.43%
(株)バネット	東京都世田谷区経堂 5 丁 目13-10号	342,900	0.97%	342,900	0.78%
田村 都志雄	富山県魚津市	335,000	0.95%	335,000	0.76%
株式会社九州カイリック	富山県魚津市三ヶ227-73	230,000	0.65%	230,000	0.52%
鈴木 和彦	北海道札幌市白石区	210,000	0.59%	210,000	0.48%
魚津海陸運輸倉庫株式会社	富山県魚津市三ヶ227-73	200,000	0.56%	200,000	0.45%
株式会社北海道カイリック	富山県魚津市三ヶ227-73	200,000	0.56%	200,000	0.45%
木本 快郎	新潟県南魚沼郡	200,000	0.56%	200,000	0.45%
PHILLIP SECURITIES(HONG KONG)LIMITED（藍澤證券株 式会社）	11/F UNITED CTR 95 QUEENSWAY HONG KONG （東京都中央区日本橋 1 丁目20-3）	200,000	0.56%	200,000	0.45%
大森 健二	群馬県館林市	167,000	0.47%	167,000	0.38%

(注) 1 所有株式数は、平成24年9月30日時点の株主名簿をもとに平成24年10月1日付の10株を1株にする株式併合ベースにて作成しております。

- 「割当前総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年9月30日現在の議決権の総数に第11回新株予約権の10月以降の行使分を加算したものを基準として算定しております。
- 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記2を基準とし新株式8,675,000株を加算して算定しております。
- 「割当前総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社が保有する自己株式7,500株を控除して算出し、小数点第3位を四捨五入しております。

(2) 本新株予約権が全数行使された後の大株主の状況

今回の第三者割当による新株式発行による割当総数に、別途平成25年1月11日開催の取締役会決議により発行される新株予約権の行使により発行される株式の総数を加えたものは次の通りとなります。

氏名又は名称	住所	割当前所有株式数 (株)	割当前総議決 権数に対する 所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
MTキャピタル匿名組合 (営業者:MTキャピタル 合同会社)	東京都中央区日本橋兜町 3番11号			22,500,000	33.79%
小川 浩平	東京都港区	8,675,000	19.68%	8,675,000	13.03%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライ アント アカウント 69250601(常任代理人 株 式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	12TH FLOOR, CHATER HOUSE, 8 CONNAUGHT ROAD, CENTRAL, HONG KONG(東京都中央区月島 4丁目16-13)	2,393,300	5.43%	2,393,300	3.59%
(株)バネット	東京都世田谷区経堂5丁 目13-10号	342,900	0.78%	342,900	0.51%
田村 都志雄	富山県魚津市	335,000	0.76%	335,000	0.50%
株式会社九州カイリック	富山県魚津市三ヶ227-73	230,000	0.52%	230,000	0.35%
鈴木 和彦	北海道札幌市白石区	210,000	0.48%	210,000	0.32%
魚津海陸運輸倉庫株式会社	富山県魚津市三ヶ227-73	200,000	0.45%	200,000	0.30%
株式会社北海道カイリック	富山県魚津市三ヶ227-73	200,000	0.45%	200,000	0.30%
木本 快郎	新潟県南魚沼郡	200,000	0.45%	200,000	0.30%
PHILLIP SECURITIES(HONG KONG)LIMITED(藍澤證券株 式会社)	11/F UNITED CTR 95 QUEENSWAY HONG KONG (東京都中央区日本橋1 丁目20-3)	200,000	0.45%	200,000	0.30%
大森 健二	群馬県館林市	167,000	0.38%	167,000	0.25%

(注) 1 所有株式数は、上記5(1)本新株式発行後の大株主の状況の株主名簿をもとに作成しております。

- 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記5(1)本新株式発行後の大株主の状況の発行済株式総数に、MTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合の本新株予約権行使による22,500,000株を加えて算定しております。
- 「割当前総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社が保有する自己株式7,500株を控除して算出し、小数点第3位を四捨五入しております。
- 割当予定先であるMTキャピタル合同会社を営業者とするMTキャピタル匿名組合の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を33.79%としておりますが、「第31e.株券等の保有方針」に記載の通り、同社は本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場において売却する予定です。従いまして、同社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は実際には33.79%に達しない見込みです。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当による新株式発行、さらに平成25年1月11日開催の取締役会決議により発行される新株予約権の行使により発行される株式を加算すると大規模な希薄化が生じます。当社がかかる判断をした理由は以下の通りであります。

a. 当社の現況

当社は、電機事業を主たる事業として、創業以来百年余りにわたり、防爆仕様を中心とする産業用の照明器具、電路配管器具の製造・販売を手がけてまいりました。しかしながら、長期にわたる産業用の設備投資の低迷による受注減少に加え、資材価格の高騰や物流経費の上昇、ならびに市場規模が小さい中で価格競争の峻烈化の中、合理化を進め、製品原価の低減をはじめとする諸施策に鋭意取り組んでまいりましたが、長期的な低迷を脱することが困難な状況にあります。

当社決算につきましては、売上減少等の要因により、過去3期の連結当期純利益は、平成24年3月期 128百万円、平成23年3月期 30百万円、平成22年3月期 44百万円（1株当たり当期純利益は、平成24年3月期 0.38円、平成23年3月期 0.08円、平成22年3月期 0.14円）と、いずれもマイナスに留まっており毎期営業キャッシュ・フローの赤字が継続しております。かかる状況により、当社には、将来にわたって事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象等または状況が存在しております。そのため、監査法人より、継続企業として重要な疑義が指摘されております。

当社は、平成24年6月11日付「第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」にて第11回新株予約権の発行を決議（「前回調達スキーム」）し、平成24年6月27日に当該予約権を発行いたしました。欧州政府債務危機を巡る景気及び円高の影響により、市場全体の株価水準が軟調に推移した結果、当社の株価も低調に推移し、結果的に行使価額が当社の株価を上回る状況が継続し、当該予約権の行使が順調に進まず、当社の足許の運転資金が厳しい状況となっております。向こう1年間の資金収支状況から当連結会計年度（平成25年3月期）及び翌連結会計年度（平成26年3月期）において運転資金等の調達がなお必要であり、継続企業の前提に重要な疑義が生じる事象が生じております。

このような状況の中、当社としてはD E Sによる本新株式発行により財務基盤の可及的強化を実施し、同時に本新株予約権にて今回の資金調達を実施することにより、当面の運転資金を確保しつつ、後述するD Wの経営権取得による連結子会社化推進をすることで、更に株主価値向上に繋がるものと考えております。以下は、本新株式の発行及び本新株予約権の発行を決議した目的です。

（株式発行の目的）

当社の平成24年11月末現在の手許現預金は46百万円にまで減少しており、これまで赤字資金を当社持分法適用会社並びに小川氏から調達してまいりました。いずれの借入金も当面の当社の運転資金として実行された緊急的なつなぎ融資でございますが、小川氏の当社に対する当該債権を現物出資として第三者割当増資を実施することを提案したところ、D E Sの方法による増資によって債務を圧縮することで当社の短期的な資金繰りや財務体質の改善につながり、さらに当社の信用回復にもつながることを考慮していただき、小川氏より了解を得ることが出来たものであります。

（新株予約権発行の目的）

本新株予約権発行の目的として、平成25年12月までの運転資金4億円を確保することも想定しております。運転資金4億円の用途は仕入代金204百万円、人件費、賃借料、法定福利費等々の経費合計196百万円の予定です。

株主の皆様の株主価値向上のために収益基盤の多角化を企図し、平成14年より投資事業を展開しておりますが、その一環として、平成21年7月1日付で当社はS B Oを買収し連結子会社とし、S B Oの連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社を通じて、D Wの株式の38.64%を保有した結果、D Wグループは当社にとって持分法適用会社となっております。本業の電機事業が低迷する中、持分法投資利益は、平成24年3月期274百万円、平成23年3月期406百万円、平成22年3月期312百万円と当社の連結利益に大きく貢献しております。

D Wが100%子会社として傘下に保有している中古ブランド品販売を営む大黒屋は平成24年9月期の償却前利払前利益額が24億円の企業であり、今後マーケットを国内から急速な経済成長によって需要拡大の著しい中国ほかアジアに拡げることで、一層の成長を遂げることをめざしております。

かかる状況の下、当社グループ全体における収益構造を検討した結果、企業価値ひいては株主価値最大化のためには、事業再生投資の比重を高めるべく経営資源を重点的に配分することが最も株主の利益に資すると判断し、既に投資実績があり現在持分法適用会社となっているD Wとの資本業務提携の協議を開始しました。この資本業務提携関係をさらに強化し、D Wグループの経営権を取得し連結子会社として取り込むことで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的には、当社の経営資源注入による大黒屋のマネージメント体制強化を始めとして、当社の持つアジアの企業家のネットワークや財務ノウハウを駆使して、大黒屋の中国・アジア進出を強力にサポートすることが可能となり、大きなシナジー効果が生まれてまいります。こうした一連の施策によって当社の現在から将来にわたる収益基盤が大幅に強化され、それにより当社の企業価値向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながることを期待されることから、本資金用途につきましては合理性があるものと

確信しております。以上の戦略遂行のために、本新株予約権行使により調達した資金のうち507百万円は、過半数取得に十分な額に達した段階からDW株式の取得資金等、DWとの資本業務提携関係強化のために充当される予定です。なお、当社は、DW株式過半数取得のための資金507百万円の資金調達ができた段階、もしくは、新株予約権の行使が進まず予定通り株式取得が進捗しないことが明らかになった場合には、当社がDWを連結子会社化するための資金500百万円以上が調達できた段階で、改めてDW株式取得の決議をいたします。なお、当社で計上しているDWグループの持分法利益は持分比率38.6%ベースで、平成24年3月期274百万円(連結期間10.5ヶ月)、平成23年3月期406百万円(同1年)、平成22年3月期312百万円(同9ヶ月)を計上しております。平成25年3月期予想はDWグループでの借入金の借り換えに伴う支払利息の増加及び特別損失の計上等により減益予想となっております。

DWグループが計画通りの当社グループの連結子会社となった場合は、仮に持分比率52%として、平成26年3月期以降の安定期には税引後利益ベースで上記過去の実績である平成22年3月期から平成24年3月期までを年間換算及び持分比率換算を行えば年間500百万円程度の投資連結利益が見込まれます。

b. 資金調達方法の検討及び選択の理由

(株式)

当社は、平成24年6月11日付「第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」で開示した通り、前回調達スキームによる調達資金の使途の中で、小川氏からの借入金については既に返済期限が到来していることから、小川氏からは現金で早急に返済してほしい旨の意向を受けており、調達資金の一部を返済に充当することを目的としておりましたが、前回調達スキームにおいて当初想定していた新株予約権の行使が進まず、未だに資金調達が出来ない状況となり、切迫した危機的な資金状況が継続していることなどを踏まえ、小川氏と協議し続けた結果、DESの方法による増資によって債務を圧縮することで当社の短期的な資金繰りや財務体質の改善、さらには、当社の信用回復にもつながることを考慮していただき、小川氏の了解を得られたことで、DESを実施することを選択いたしました。

小川氏の当社に対する債権が現物出資により、第三者割当増資を実施することは、有利子負債圧縮による財務体質の改善ならびに資金繰りの改善に資するものと考えられます。

なお、DESの割当予定先である小川氏は当社代表取締役であり、当社との間に利害関係が生じることから、当社取締役会における本新株式発行にかかる決議には参加いたしておりません。

(新株予約権)

運転資金の調達については、長年にわたり銀行借入を打診してまいりましたが、当社の現在の業績及び財政状況ではデッドファイナンスは非常に難しい状況であり、従来より逼迫した資金状況の中で、前述の通り小川氏からの借入に頼らざるを得ない状況でありました。

一方で、前回資金調達スキームについては、行使価額が当社の株価を上回る状況が継続しており、当初想定していた予約権の行使が順調に進まないことから想定する資金調達が行われていないものの、再度、現時点における当社市場株価水準の実態に即した条件により、本新株予約権を発行することで、一定の資金調達が見込めるものと想定しております。なお、公募増資、或いは既存株主への新株割当等については、当社が継続企業としての前提に重要な疑義が生じている状況であり、今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、引き受ける証券会社並びに一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることが困難であると判断せざるを得ませんでした。

以上から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも、本新株予約権による資金調達を選択いたしました。

DW株式取得資金調達につきましても、当社は、銀行借入、公募増資、既存株主または第三者への新株割当等について検討してまいりました。しかし、当社の継続企業としての前提に重要な疑義が生じている状況であり、今後の事業運営には多くの不確実性が存在していることに鑑みると、株式等を引受ける金融機関、証券会社並びに一定数以上の当社株式をまとめて取得する意向を有する投資家を見つけることが不可能な状況であり、既存株主への新株割当ても困難と判断せざるを得ませんでした。このように他に有効な資金調達手段がない中、企業価値を高め、会社の存続と株主の利益を守るために必要な今回のDW株式取得のための資金調達として、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも、本新株予約権による資金調達を選択するのが最善の選択と判断しました。なお、新株予約権の行使状況によっては、DW株式取得資金確保に時間を要し、または予定通り資金調達が進まない可能性があります。当社の置かれた環境においては、それでもなお本新株予約権による資金調達を実施する必要があると判断いたしました。

c. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

(株式)

本新株式発行による第三者割当増資は、前述の通り、小川氏が当社に対して有する金銭債権を現物出資(DES)することにより行うものであるため、当社の手取り額は発生致しません。小川氏の借入金現物出資は、有利子負債が圧縮されるなど、財務体質の改善に資するものであり、DESが実行されることにより自己資本比率を高め、財務体質がより強固なものになると認識しており、合理性がある資金使途であると考えております。

（新株予約権）

調達する資金は、一般管理費支出のための運転資金及び株主価値強化のためのDWとの資本業務提携強化を目的としたDWの株式追加取得等の資金に充当する予定です。当社の財務基盤が強化され、当社の運転資金に充当すると同時に、DWの株式を追加取得することにより、高収益のDW及び大黒屋を当社の連結収益に取り込むことにより、当社の現在から将来にわたる収益基盤が強力に形成され、当社の企業価値向上をもたらす、将来的には既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながることを期待されることから、本資金用途につきましては合理性があるものと確信しております。

（2）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記の通り、今回の第三者割当は、大規模な希薄化が生じ、既存株主の株主価値を損なう恐れがあります。しかしながら、当社の慢性的な営業赤字と現在の財務状況を鑑みますと、抜本的な事業構造の転換を図る必要があります。その為に、当面の事業構造転換の間の短期的な資金負担を減らし財務体質を強化しながら、グループ全体として、短期的には高収益企業の取り込みによって連結収益の改善を図るとともに、中長期的には経営資源の最適配分に基づきシナジー効果発揮による収益基盤の大幅な増強により、企業価値ひいては株主価値向上をめざす為の資金調達であり、発行数量及び短期的な株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成の上で、株主利益に資する十分な合理性があるものと判断しております。

本第三者割当増資による希薄化と資金調達による財務基盤の強化と収益基盤の強化は相反するものではありませんが、当社はこれらの最適なバランスを考慮するとともに、希薄化に対する第三者委員会（メンバーは社外監査役かつ株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である伴野健二と栃木敏明の二名）の意見を参考にして、本第三者割当増資の諸条件を決定致しました。本第三者割当増資が実施されない場合、営業キャッシュフローの赤字が更に継続し、運転資金需要を満たせないことから早晩事業計画に支障をきたす恐れがあり、中期的な視点からはやむをえず、完全に合理的とまでは言えないものの、妥当な規模での発行であると考えております。また、大規模希薄化に対しては、臨時株主総会による株主の意思確認手続き実施の可否についても検討いたしました。足許資金繰りが逼迫しており緊急な対応を要すること、更には株主総会開催に要する費用により更に資金繰りが圧迫されることを勘案し、第三者委員会からの意見書により対応するのが相当と判断いたしました。

当社は、当社の監査役であって会社法第2条第16号に定められた社外監査役かつ株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員からなる第三者委員会から、「調達する資金の用途および金額を当社の現状に照らせば、まず貴社の短期的な事業継続の観点から運転資金の調達が必要であり、他に借入等による資金調達の可能性がないことから本件第三者割当が必要であり、また中長期的な収益見通しと株主価値の観点からは、慢性的に低迷する電気事業への依存から脱却するために、DWを連結子会社化するための資金を本第三者割当により調達することに必要性が認められ、これらは株主価値を高める資金調達として大規模希薄化を伴うとしてもなお必要と認められる。これらの資金用途、調達方法を前提として本件における希薄化の規模を検討すると最大90%以上の希薄化となるが、本件資金調達に失敗した場合の悪影響（デメリット）またはリスクは、事業の継続ができなくなる、仮に短期的に事業を継続したとしても、慢性的な営業赤字が今後も継続することにより中長期的には希薄化以上の株主価値の毀損が将来において現実化することが避けられない、という点であり、このような深刻なデメリットまたはリスクを考えると、本件資金調達を成功させることは、短期的にも中長期的にも既存株主に良い選択と考えられ、他に取りうる有効な選択肢がないことを踏まえると、本件の大規模希薄化には相当性が認められる。」旨の意見をいただいております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第103期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成24年6月29日現在の資本金 （千円）	増加額（千円）	平成25年1月11日現在の資本金 （千円）
2,119,000	31,176	2,150,177

（注）新株予約権の行使による増加であります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第103期）の提出日（平成24年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年1月11日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

平成24年6月29日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成24年6月28日開催の当社第103期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2 報告内容

(1) 株主総会開催日

平成24年6月28日

(2) 決議の内容

第1号議案 株式併合の件

平成24年10月1日より発行済株式数については、10株を1株に併合する。

第2号議案 定款一部変更の件

平成24年12月31日より第1条（商号）森電機株式会社（英文 MORI DENKI MFG.CO.,LTD.）をアジアグロースキャピタル株式会社（英文 ASIA GROWTH CAPITAL,LTD.）に変更する。

平成24年10月1日より第6条（発行可能株式総数）104,000万株を10,400万株に変更する。

平成24年10月1日より第8条（単元株式数）1,000株を100株に変更する。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、小川浩平、中山哲一および辛羅林の3氏を選任する。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主数：15,511人

総議決権個数：341,973個

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件及び当該決議の結果

決議事項	賛成数・割合		反対数・割合		棄権数	無効等	決議の結果
	個数	割合	個数	割合			
第1号議案 取締役1名選任の件	117,779個	91.6%	10,863個	8.4%	2個	173個	可決
第2号議案 定款一部変更の件	118,679個	92.2%	9,978個	7.8%	2個	158個	可決
第3号議案 取締役3名選任の件							
小川 浩平	120,303個	93.5%	8,354個	6.5%	2個	158個	可決
中山 哲一	120,492個	93.7%	8,165個	6.3%	2個	158個	可決
辛 羅林	120,216個	93.4%	8,441個	6.6%	2個	158個	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は、以下のとおりであります。

(当社定款第16条第2項及び第21条第2項)

・第1、2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成。

・第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成。

2. 賛成等の割合は、それぞれの議案の議決権行使個数(128,644~128,659)に対する割合です。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対、棄権及び無効に係る議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第103期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第104期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

森電機株式会社
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 安田 秀志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期連結累計期間において178百万円の営業損失、121百万円の四半期純損失を計上している。また、当第2四半期末における現金及び現金同等物は40百万円を確保しているが、当連結会計年度第3四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月28日開催の第103期定時株主総会の決議に基づき、平成24年10月1日をもって普通株式10株につき1株に併合している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月28日

森電機株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安田 秀志 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月11日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の募集を決議し、平成24年6月27日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において128百万円の当期純損失を計上している。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は49百万円を確保しているが、次期連結会計年度第1四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、森電機株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、森電機株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月28日

森電機株式会社

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 西谷 富士夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安田 秀志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森電機株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年6月11日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の募集を決議し、平成24年6月27日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

2. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当期において392百万円の営業損失を計上している。また、当会計年度末における現金及び現金同等物は48百万円で、次期会計年度第1四半期中に資金確保が必要となる予定である。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。